

■新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応として、
区民センター・近隣センターの利用を取り消しされた場合の
利用料還付について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応として、
ホールおよび会議室の使用を中止または延期され、使用許可の
取り消しを申し出られた場合には、大阪市条例の規定により、
使用料を全額還付（返金）いたします。

なお、還付期限が過ぎておりましたも、当面の間、還付の対象
となりますので、取り消しされる場合は、お問い合わせください。

